

土壌汚染問題「環境、エコがキーワード」

2005年の地球温暖化防止の国際条約「京都議定書」、2007年ノーベル平和賞を受賞した元アメリカ副大統領アル・ゴアが地球温暖化について警鐘をならした映画「不都合な真実」以来、「環境＝エコ」がキーワードとなってきていますが、今年の国連総会では鳩山首相が2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減する、途上国に日本の省エネ技術や資金を積極的に提供する「鳩山イニシアチブ」を提唱するに至って、日本経済界もこの国際公約を守るべく機運がようやく出てきている状況……。

環境問題と言えば、「水俣病」や「いたいタイ病」に代表される水銀による水質汚染、尼崎公害訴訟に代表される大気汚染が一企業だけでなく国を相手にしての賠償訴訟になったことは有名ですが、実は企業相手が一番多い環境問題／訴訟では「土地汚染」が挙げられます。稼働中の工場廃液からの地下水汚染に始まり、工場移転で発覚する過去に埋められた／染みでた汚染物質（PCB・トリクロロエチレン等）による土壌汚染が極めて増えてきております。東京木場で薬品製造工場跡地に建てたマンションが入居寸前に、その土壌汚染が発覚しすべての契約が取り消しとなり、マンション業者（大手商社）は代替マンションの斡旋ならびに契約金はもとより違約金支払いで大変な損害を被った事例等……。環境訴訟の根拠となる法律を見てみると、先鞭となった訴訟大國米国では無防備に米国進出した日本企業が散々痛い目にあった有名な「スーパーファンド法」*があり、同法の特徴は次の通りでM&Aの場合にはこれをしっかりと踏まえておく必要があります。

*スーパーファンド法の特徴

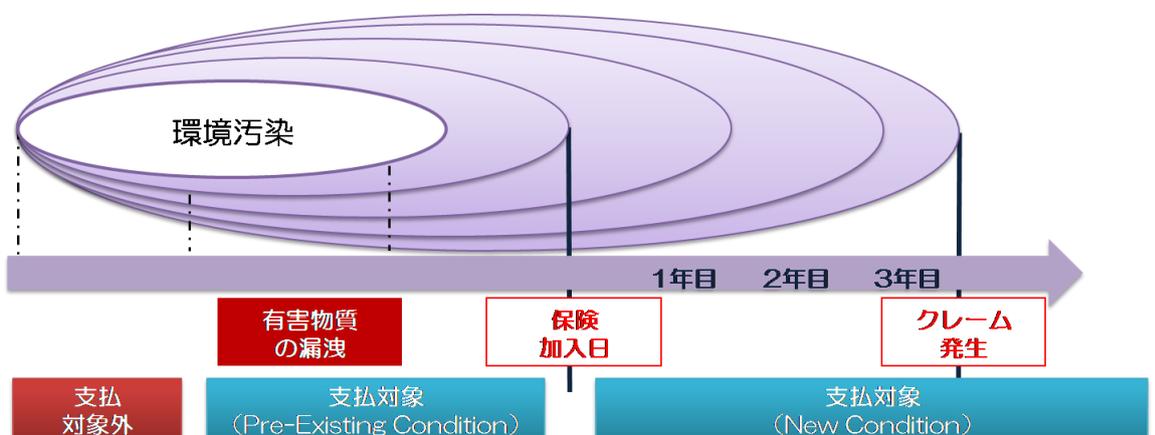
- ①汚染浄化費用に関する厳格責任を下記すべてに対して負わせることができる
 - ・現在のオーナー
 - ・汚染物質廃棄時の施設オーナー
 - ・施設（サイト）において汚染物質を発生させた者
 - ・汚染物質を施設（サイト）へ持ち込んだ者
- ②合法的行為であっても汚染の原因を発生させた当事者には、遡及責任を負わせることができる

●日本国内での環境に関する法律・会計基準等の動きはどうか…？

2010年度から土壌汚染対策法の改正と国際会計基準とのコンバージェンスにおける資産除去債務会計の適用が予定されている。また、石綿障害予防規則の改正や省エネ・温暖化対策推進法の施行など、不動産管理において、今後数年間に管理、事務手続き、財務情報等の開示を含め大きな変更が予想されており、上場企業を中心に対応が求められることになる。

●環境リスクに対する保険はあるのだろうか…？

日本においても1992年に「環境汚染賠償責任保険」が認可され発売を開始しておりますが、対応する十分な専門性・キャパシティ・引受能力を要する保険だけに、国内保険会社／外資系保険会社を含め数社の扱いに限られており、保険会社の選定にあたってはプロの保険代理店／保険仲立人のアドバイスが必要不可欠といえましょう。「環境汚染賠償責任保険」の最大の特徴は、損害保険の絶対的条件である「突発的／偶発的」の概念に加えて、他の保険では絶対免責である「蓄積性／非突発的（gradual）」リスクを次の様に補償します。＜潜在的に環境汚染が潜伏しており、被保険者等がそれに対する賠償請求クレームの発生を知らなかった場合に支払われる。＞例えば、地下水汚染は極端な場合10年単位で汚染が進行する/単年度環境基準をクリアしても、長年蓄積で汚染事故が発生する。/何かの契機（汚染事故発見）まで誰も気が付かない。といったケースに対応できることです。



今や世界のキーワード「環境＝エコ」に企業経営者は無関心でいられなくなりました。過去の作業・業務の遺産を継続しながら、将来へ事業を向上発展させていくための企業リスクマネジメントにおいて「環境汚染賠償責任保険」を含めた環境アセスメントの実施をおすすめする次第です。

【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ solutions@ginsen-risk.com

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-9-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609